

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 7月 5日
【会社名】	新韓銀行 (Shinhan Bank)
【代表者の役職氏名】	銀行長兼最高経営責任者 徐 辰源 (Jin Won Suh, President and Chief Executive Officer)
【本店の所在の場所】	大韓民国ソウル特別市中区太平路 2 街120
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 島崎文彰
【代理人の住所又は所在地】	東京都文京区後楽二丁目 3 番27号 テラル後楽ビル 2 階 島崎法律事務所
【電話番号】	(03) 5802-5860
【事務連絡者氏名】	弁護士 島崎文彰
【連絡場所】	東京都文京区後楽二丁目 3 番27号 テラル後楽ビル 2 階 島崎法律事務所
【電話番号】	(03) 5802-5860
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした募集金額】	新韓銀行第 1 回円貨社債（2012） 314億円 新韓銀行第 2 回円貨社債（2012） 36億円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年6月19日付で提出した有価証券届出書（平成24年6月29日付および平成24年7月4日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）の記載事項のうち、利率および発行価額の総額をはじめとする発行条件等ならびにその他の未定事項が決定しましたので、関係事項を下記のとおり訂正するとともに、その添付書類として元引受契約証書ならびに財務および発行・支払代理契約証書（各2件）を提出するものがあります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 社債(短期社債を除く。)の募集
- 2 新規発行による手取金の使途
- (1) 新規発行による手取金の額

3【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【社債（短期社債を除く。）の募集】

（訂正前）

<新韓銀行第1回円貨社債（2012）>

以下は、新韓銀行第1回円貨社債（2012）（以下「本社債」という。）について記載されており、「本社債権者」とは、本社債の社債権者を指す。

本<新韓銀行第1回円貨社債（2012）>における本社債の未定事項または予定事項は2012年7月上旬頃に決定される予定である。

銘柄	新韓銀行第1回円貨社債（2012）（注1）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は振替社債の総額	50億円（予定）（注2）
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円（予定）（注2）
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率	（未定）（年1.10%～1.70%を仮条件とする。）（注3）
利払日	毎年1月17日および7月17日（注4）	償還期限	2014年7月17日（注5）
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2012年7月5日（注6）	払込期日	2012年7月17日（注7）
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

（注1）本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

（注2）上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案した上で、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定される有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

（注3）利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2012年7月上旬頃に決定される予定である。

（注4）各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

（注5）償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

（注6）申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注7) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

< 中略 >

引受人

元引受契約を締結する金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 7番3号	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2012年7月5 日(予定)に調印 される元引受契約 に従い共同主幹事 会社により連帯し て買取引受けさ れ、一般に募集さ れる。左記以外の 元引受の条件は未 定であるが、本社 債の条件決定日 に、発行条件とと もに決定される予 定である。
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
アール・ビー・エス証券会社 東京支店	東京都千代田区丸の内一丁目 6番2号		
(以下「共同主幹事会社」と総称す る。)			
合 計		5,000(予定)	

財務代理人とその職務

< 中略 >

本社債に関する発行会社の財務代理人兼発行・支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほコーポレート銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社と財務代理人との間の2012年7月5日付(予定)の財務および発行・支払代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）および振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。財務代理契約（社債の要項を含む。）の写しは、本社債の全額償還から1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置され、通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

< 中略 >

摘 要

1 信用格付

(イ) 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、発行会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）（以下「金商法」という。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「登録格付業者」という。）である株式会社日本格付研究所（登録番号：金融庁長官（格付）第1号）（以下「JCR」という。）からA+の予備格付を2012年6月19日付で取得している。発行会社は、2012年7月上旬頃にJCRから本社債の発行総額・利率等の発行条件の決定に伴って最終格付を取得する予定である。

< 中略 >

(ロ) その他の信用格付

発行会社は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）からA1の発行体格付を付与されている。発行会社は、ムーディーズより2012年7月上旬頃に本社債の発行総額・利率等の発行条件の決定に伴って最終格付を取得する予定である。

< 中略 >

<新韓銀行第2回円貨社債（2012）>

以下は、新韓銀行第2回円貨社債（2012）（以下「本社債」という。）について記載されており、「本社債権者」とは、本社債の社債権者を指す。

本<新韓銀行第2回円貨社債（2012）>における本社債の未定事項または予定事項は2012年7月上旬頃に決定される予定である。

銘 柄	新韓銀行第2回円貨社債（2012）（注1）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円（予定）（注2）
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円（予定）（注2）
発行価格	各社債の金額100円につき100 円	利 率	（未定）（年1.20%～1.80%を 仮条件とする。）（注3）
利払日	毎年1月17日および 7月17日（注4）	償還期限	2015年7月17日（注5）
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2012年7月5日（注6）	払込期日	2012年7月17日（注7）
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

（注1）本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

（注2）上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案した上で、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

（注3）利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2012年7月上旬頃に決定される予定である。

（注4）各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

（注5）償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

（注6）申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

（注7）払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

< 中略 >

引受人

元引受契約を締結する金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 7番3号	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2012年7月5 日(予定)に調印 される元引受契約 に従い共同主幹事 会社により連帯し て買取引受けさ れ、一般に募集さ れる。 <u>左記以外の 元引受の条件は未 定であるが、本社 債の条件決定日 に、発行条件とと もに決定される予 定である。</u>
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
アール・ビー・エス証券会社 東京支店	東京都千代田区丸の内一丁目 6番2号		
(以下「共同主幹事会社」と総称す る。)			
合 計		5,000(予定)	

財務代理人とその職務

< 中略 >

本社債に関する発行会社の財務代理人兼発行・支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほコーポレート銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社と財務代理人との間の2012年7月5日付(予定)の財務および発行・支払代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）および振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。財務代理契約（社債の要項を含む。）の写しは、本社債の全額償還から1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置され、通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

< 中略 >

摘 要

1 信用格付

(イ) 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、発行会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）（以下「金商法」という。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「登録格付業者」という。）である株式会社日本格付研究所（登録番号：金融庁長官（格付）第1号）（以下「JCR」という。）からA+の予備格付を2012年6月19日付で取得している。発行会社は、2012年7月上旬頃にJCRから本社債の発行総額・利率等の発行条件の決定に伴って最終格付を取得する予定である。

< 中略 >

(ロ) その他の信用格付

発行会社は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）からA1の発行体格付を付与されている。発行会社は、ムーディーズより2012年7月上旬頃に本社債の発行総額・利率等の発行条件の決定に伴って最終格付を取得する予定である。

< 後略 >

（訂正後）

< 新韓銀行第1回円貨社債（2012） >

以下は、新韓銀行第1回円貨社債（2012）（以下「本社債」という。）について記載されており、「本社債権者」とは、本社債の社債権者を指す。

銘 柄	新韓銀行第1回円貨社債（2012）（注）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	314億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	314億円
発行価格	各社債の金額100円につき100 円	利 率	年1.32%
利払日	毎年1月17日および 7月17日	償還期限	2014年7月17日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2012年7月5日	払込期日	2012年7月17日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

(注) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

< 中略 >

引受人

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 7番3号	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2012年7月5 日に調印された元 引受契約に従い共 同主幹事会社によ り連帯して買取引 受けされ、一般に 募集される。共同 主幹事会社に対し て支払われる本 社債の幹事、引受 および販売手数料 の合計は、本社債 の総額の0.40%に 相当する金額であ る。
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
アール・ビー・エス証券会社 東京支店	東京都千代田区丸の内一丁目 6番2号		
(以下「共同主幹事会社」と総称す る。)			
合 計		31,400	

財務代理人とその職務

< 中略 >

本社債に関する発行会社の財務代理人兼発行・支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほコーポレート銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社と財務代理人との間の2012年7月5日付の財務および発行・支払代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）および振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。財務代理契約（社債の要項を含む。）の写しは、本社債の全額償還から1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置され、通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

< 中略 >

摘 要

1 信用格付

(イ) 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、発行会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）（以下「金商法」という。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「登録格付業者」という。）である株式会社日本格付研究所（登録番号：金融庁長官（格付）第1号）（以下「JCR」という。）からA+の格付を2012年7月5日付で取得している。

< 中略 >

(ロ) その他の信用格付

発行会社は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）からA1の格付を2012年7月5日付で取得している。

< 中略 >

< 新韓銀行第2回円貨社債（2012） >

以下は、新韓銀行第2回円貨社債（2012）（以下「本社債」という。）について記載されており、「本社債権者」とは、本社債の社債権者を指す。

銘 柄	新韓銀行第2回円貨社債（2012）（注）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は振替社債の総額	36億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	36億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率	年1.42%
利払日	毎年1月17日および7月17日	償還期限	2015年7月17日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2012年7月5日	払込期日	2012年7月17日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

(注) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および

び振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

< 中略 >

引受人

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 7番3号	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2012年7月5 日に調印された元 引受契約に従い共 同主幹事会社によ り連帯して買取引 受けされ、一般に 募集される。共同 主幹事会社に対し て支払われる本社 債の幹事、引受お よび販売手数料の 合計は、本社債の 総額の0.40%に相 当する金額であ る。
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
アール・ビー・エス証券会社 東京支店	東京都千代田区丸の内一丁目 6番2号		
(以下「共同主幹事会社」と総称す る。)			
合 計		3,600	

財務代理人とその職務

< 中略 >

本社債に関する発行会社の財務代理人兼発行・支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほコーポレート銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社と財務代理人との間の2012年7月5日付の財務および発行・支払代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）および振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。財務代理契約（社債の要項を含む。）の写しは、本社債の全額償還から1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置され、通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

< 中略 >

摘 要

1 信用格付

(イ) 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、発行会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）（以下「金商法」という。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「登録格付業者」という。）である株式会社日本格付研究所（登録番号：金融庁長官（格付）第1号）（以下「JCR」という。）からA+の格付を2012年7月5日付で取得している。

< 中略 >

(ロ) その他の信用格付

発行会社は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）からA1の格付を2012年7月5日付で取得している。

< 後略 >

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
100億円(予定)(注1)	未定(注2)	未定(注2)

(注1) 新韓銀行第1回円貨社債(2012)および新韓銀行第2回円貨社債(2012)の発行総額の合計である。金額は2012年7月上旬頃に決定される予定である。

(注2) 2012年7月上旬頃に決定される予定である。

(訂正後)

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
350億円(注)	1億4,000万円	348億6,000万円

(注) 新韓銀行第1回円貨社債(2012)および新韓銀行第2回円貨社債(2012)の発行総額の合計である。